

## 広尾町原油価格高騰対策運送事業者緊急支援金支給事業の概要

### ■支援金交付の目的

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰が事業者の経営を圧迫している中で、特に運送業界における燃料の価格高騰の影響が大きいことに鑑み、町内で道路運送事業等を営む中小事業者に対し、支援金を支給することにより事業の持続と雇用の確保を図ることを目的とします。

### ■給付対象事業者

下記の1～3の条件を満たす者 若しくは 4に該当する者

1. 町内で主に運送業を営む独立した事業所（店舗）の本所及び本店等を有し、町内で事業を営み、引き続き事業を継続していく意思がある者
2. 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)で規定する中小企業者及び個人事業主であり、道路貨物運送事業等に必要な許可又は認可を全て有している者。但し、個人事業主の場合、広尾町民であること。
3. 町税等及び使用料の滞納がなく、広尾町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当しない者
4. 町長が特に認められた者

### ■申請受付期間

令和5年1月31日まで

### ■給付額等

対象事業者に対し10万円

対象事業者が保有する車両1台につき1万円

### ■支援金の支給申請及び支給決定

- ① 申請は、広尾町が別に定める様式により、広尾町に申請（提出）します。
- ② 広尾町による支給決定は、町補助金等交付規則によるほか、要綱に定めるところによる。
- ③ 支援金支給決定通知の受領後、広尾町に支援金支給請求書を提出し、当該申請者に口座振込により支援金を支給します。

※申請の便宜上、申請時に支援金支給請求書を提出されても構いません。

### 支援金支給予定日について

年末年始における支援金の支給日（お振込日）について、下記のとおり予定しています。

- ・令和4年12月12日（月）までに申請されたもの  
支援金支給日：令和4年12月23日（金）
- ・令和4年12月26日（月）までに申請されたもの  
支援金支給日：令和5年 1月10日（火）
- ・令和4年12月27日以降に申請されたものについては、令和5年1月20日（金）以降  
随時支給（お振込）します。

■特記事項

1 申請の時点で営業を休止もしくは営業の実態が認められない事業者は、該当しません。

2 申請書添付資料

① 令和3年分の所得税申告所の写し、法人においては直近の法人税申告書の写し

② 支給対象車両一覧（別記様式第1号の2）

③ 各種事業の許可証（認定書）、更新許可書等の写し

④ 支給対象車両全てに係る車検証の写し

⑤ 支給対象車両全ての写真（自動車ナンバーが写っているもの）

⑥ 本人確認書類（個人事業主のみ）

※町税等の納付状況については、交付申請時に税情報の照会同意を頂き、証明書の添付は省略いたします。

3 申請者が虚偽または不正な方法によって給付金の支給を受けたと認めるときは、既に給付した給付金の全部または一部について、期限を定めて返還を命ずるものとします。

4 給付金の申請は1事業者1回とする。

■申請書の提出先（お問い合わせ）

広尾町水産商工観光課商工観光係

電話 01558-2-0177